

公園研修室等の利用についてのお願い

令和2年6月1日（月）より、公園管理事務所研修室等の利用を再開しますが、新型コロナウイルス感染症対策上、研修室・会議室等を利用する場合は、次の注意事項等をお守りください。

利用上の注意事項

1. 利用者全員がマスクを着用してください。
2. 活動開始前に、手洗いや手指の除菌を行ってください。
3. 基本、飲食は禁止ですが熱中症防止等のため水分補給は可とします。
4. 近距離での会話にならないよう席を1つ置きに座るなど、利用者の間隔を1m以上距離をとり、極力対面は避けてください。また、やむを得ず対面で利用する場合は、2m以上距離をとって密を避けてください。
5. 活動中は、窓・扉を開けた状態で利用し、十分に部屋の換気を行うとともに、他の団体や近隣に対して「音による迷惑」が生じないようにしてください。
6. 活動後は、片付け・清掃に加え、手で触れる場所（机、椅子、ドアの取っ手、清掃用具など）は、管理事務所に備えてある除菌液を利用し除菌作業を行ってください。

7. 利用者の中に発熱、咳、倦怠感など風の病状の方がいる場合は、施設の利用は控えてください。

8. 団体の代表者は、利用日ごとの①人数②参加者③氏名④住所⑤電話番号を把握し、参加者名簿などを作成管理してください。

この名簿は、公園緑地課への名簿の提出は不要ですが、万が一ウイルス感染者等が確認された際に接触した可能性のある方々にご連絡する必要があるため、公園緑地課より問い合わせを行う場合があります。

9. 備え付けも含め、ガスコンロ等の火気の使用は禁止します。

当面の間、次のような活動は特に注意が必要な活動とされており、控えていただきたい行為となりますのでご留意ください。

●「大きな声を出す」「息を吹く」「運動」「マスクを着けて実施できない」活動

例： 尺八、オカリナなど息を強く吹く楽器を使用する活動など

： 詩吟、民謡、カラオケなど大きな声を出す活動など

： ダンス、体操、舞踊など体を動かす活動など

●密になりやすい活動や体の一部が接触する活動など

例： 将棋、囲碁、麻雀など